

喫煙者には「配慮義務」があります

まわりの人の健康を守るための大切なルールです。

改正健康増進法では、たばこを吸う人に、**周囲へ配慮する義務**が定められています。
たばこには「加熱式たばこ」も含まれます。



1 周囲に人がいるところでは吸わない

周囲に人がいるところでの喫煙は、望まない受動喫煙を生じさせる可能性があります。近くにいる人に、たばこの煙が届かないように気をつけましょう。



2 子どもや妊婦の前で喫煙しない

体が小さく発育途中の子どもは、大人よりもタバコの煙の影響を強く受けます。また妊娠中の受動喫煙は、乳幼児突然死症候群（SIDS）等の要因となります。



3 歩きたばこはしない

歩きながらの喫煙は、受動喫煙だけでなくやけどの危険性も高まります。紙巻たばこの先端の温度は約500℃にもなるため、人混みでは特に危険です。



4 屋外でも人がいないか確認して吸う

屋外だからと油断せず、まわりに人がいないか確かめてから喫煙を。

あなたの「ちょっとした配慮」がみんなの健康を守ります。

佐世保市 保健福祉部 健康づくり課

